

令和5年門審第16号

裁 決

瀬渡船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年11月21日06時40分

宮崎県美々津港

2 船舶の要目

船 種 船 名 瀬渡船A

総 ト ン 数 3.5トン

登 録 長 10.36メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦レバー、舵輪前方に左舷側からGPSプロッター、魚群探知機、ソナー及びレーダーがそれぞれ装備された、最大搭載人員が旅客11人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、瀬渡しの目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年11月21日06時35分美々津港の係留地を発し、同港南東部の七ツバエの釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、平成元年7月に現有操縦免許を取得し、同3年にAを購入して約10年間遊漁船業を営み、以後、専ら美々津港において、七ツバエに瀬渡ししていた。

また、美々津港は、耳川河口を港口とする南東方に開いた地方港湾で、港口の東方沖合約400メートルには、南北方向に長さ約150メートルの離岸堤が築造されており、a受審人は、同堤沖合では高起した波浪が発生しやすいことを承知していた。

そして、a受審人は、テレビ放送やインターネットの天気予報で気象情報を入手した上で、発航前に陸上から目視した港口付近の海面状況により瀬渡しの可否を判断していた。

a受審人は、釣り客の2人が操舵室前方やや右舷寄りの船首甲板に設置されたソナー送受波器の格納箱（以下「格納箱」という。）の上に船首方を向いて腰を掛け、1人が船尾甲板左舷側に立ち、1人が同甲板後端に設置された船幅方向の渡し板の右舷側に腰を掛け、1人が操舵室内左舷側に立ち、1人が同室内後部右舷側の長椅子に腰を掛ける中、船首甲板に釣り道具を乗せ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、06時36分半僅か前美々津港灯台から340度

(真方位、以下同じ。) 1,630メートルの地点で、針路を132度に定め、機関を回転数毎分500に掛けて5.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、離岸堤を航過後に七ツバエに向けると、高起した波浪を受けて釣り客が負傷するおそれがあったが、同堤沖合を一見して高起した波浪を見掛けなかったので無難に航行できるものと思い、操舵室後方等安全な場所に移動させるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらずに続航した。

a受審人は、06時39分少し前美々津港灯台から347.5度1,320メートルの地点で、針路を163度に転じ、七ツバエに向けて進行中、06時40分少し前左舷船首方に高起した波浪を認め、機関を中立運転とした後、波浪に対して船首を立てるために機関を回転数毎分1,000に掛けて左旋回したものの、06時40分美々津港灯台から348度1,170メートルの地点において、Aは、船首が135度を向き、速力が2.0ノットになったとき、高起した波浪を受けて船首部から海水が打ち込み、衝撃で船首甲板の釣り客1人が後方に倒れて操舵室囲壁に腰を、別の1人が格納箱囲壁に装備された竿立てに左足をそれぞれ打ち付けたほか、同甲板の釣り道具が船尾方に流されて船尾甲板左舷側の釣り客の全身に当たった。

当時、天候は晴れで風力1の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、付近には東方から高さ1.8メートルの波浪があり、日出時刻は06時48分、常用薄明の始まりは06時21分であった。

その結果、釣り客3人が、全身打撲、5日間の加療を要する腰部打撲、4週間の加療を要する左腓腹筋挫傷等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣客負傷は、日出前の薄明時、美々津港において、瀬渡しのため七ツバエに向けて航行する際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、高起した波浪を受けて船首部から海水が打ち込み、衝撃で船首甲板の釣り客が後方の船体構造物の囲壁に腰部等を打ち付けたほか、同甲板の釣り道具が船尾方に流されて船尾甲板の釣り客の全身に当たったことによって発生したものである。

a 受審人は、日出前の薄明時、美々津港において、瀬渡しのため七ツバエに向けて航行する場合、離岸堤沖合では高起した波浪が発生しやすいことを承知していたのだから、高起した波浪を受けて釣り客が負傷することのないよう、操舵室後方等安全な場所に移動させるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、離岸堤沖合を一見して高起した波浪を見掛けなかったので無難に航行できるものと思い、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同堤を航過後、高起した波浪を受けて船首部から海水が打ち込み、衝撃で船首甲板の釣り客が後方の船体構造物の囲壁に腰部等を打ち付けたほか、同甲板の釣り道具が船尾方に流されて船尾甲板の釣り客の全身に当たり、釣り客3人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月25日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之